

第1回白馬村景観計画策定委員会 議事録

1. 開催日時等

令和2年11月26日(木) 13:30~14:30

白馬村役場2階庁議室

2. 出席者

	氏名	役職	所属団体等	委嘱事由	出欠
1	太田 正治	委員	白馬村議会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
2	津滝 俊幸	委員	白馬村議会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
3	伊藤 房光	副委員長	白馬村文化財審議委 員会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	欠
4	柏原 敏明	委員	まちづくり白馬友の会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
5	武田 克明	委員長	白馬村農業委員会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
6	池田 昌彦	委員	(社)長野県建築士会 大北支部	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
7	横田 一彦	委員	白馬村建築業組合	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
8	宮尾 英明	委員	白馬村建設業組合	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
9	橋本 旅人	委員	白馬村不動産協議会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
10	倉田 保緒	委員	白馬村索道事業者協 会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	欠
11	尾上 宏	委員	白馬五竜観光協会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
12	丸山 徹也	委員	八方尾根観光協会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
13	切久保 公正	委員	岩岳観光協会	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
14	須賀 丈	委員	長野県環境保全研究 所	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
15	宮崎 哲也	委員	大町建設事務所 整 備・建築課	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出
16	柳澤 英彦	委員	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	白馬村景観計画策定委員会 設置要綱第3条	出

事務局

矢口 俊樹	白馬村 建設課	課長
横山 勝典	白馬村 建設課	課長補佐兼建設係長
降旗 大輔	白馬村 建設課	土地利用・建築係長
鹿内 克伸	白馬村 建設課	主査
藤戸 洸	白馬村 建設課	主事

計画策定支援業務受託者

松澤 等	株式会社 環境計画	地域計画室長
------	-----------	--------

3. 次第

- 1)開会
- 2)委員会招集あいさつ（村長）
- 3)景観計画策定委員会の委員委嘱について
- 4)景観計画策定委員会について
- 5)委員長及び副委員長の選出について
- 6)委員会の運営について
- 7)議事
 - (1)景観計画の概要について
 - (2)今後のスケジュールについて
- 8)その他

4. 配付資料

- 1)次第
- 2)資料1 委員名簿
- 3)資料2 白馬村景観計画策定委員会設置要綱
- 4)資料3 白馬村の景観づくり（説明用パワーポイントの印刷）
- 5)資料4 白馬村景観計画の策定から景観行政団体への移行及び景観計画発効までの工程表

5. 議事

発言者	内 容
事務局	開会
下川村長	委員会招集あいさつ
事務局	委嘱状交付について説明
村長	委嘱状交付
事務局	白馬村景観計画策定委員会設置要綱について説明。
委員	質疑等なし。

発言者	内 容
事務局	委員長・副委員長選任 委員長・副委員長の選考方法について意見はあるか。
津滝委員	事務局の方で案があれば発表いただきたい。
事務局	事務局案を発表し、それに沿って選考を行ってよいか。
事務局	委員長及び副委員長の選任 委員長 武田克明氏、副委員長 伊藤房光氏を選出
武田委員長	あいさつ
事務局	議事 1 (1) 景観計画の概要について
武田委員長	ここまでの説明に関して、何か質疑、ご意見等あるか。
橋本委員	景観行政団体に移行した場合、長野県景観条例の傘の下から出るとのことであるが、景観行政団体に移行し、村独自の景観条例ができた場合、現在有る住民協定は県の条例に基づいて設定されていると認識しているが、どのような取り扱いになるのか。
事務局	現在の住民協定は紳士協定であり、罰則もなく法律的に保護されているものでもない。住民の合意形成に基づいて設定されている。白馬村が景観行政団体に移行した後、そのまま引き継ぐという意向があれば現在のまま、紳士協定として景観計画のなかに位置づけていくことも可能である。しかし、法的拘束力がある協定としたい場合には、手続きが必要であるが景観協定等への移行も可能である。村が景観行政団体に移行したから住民協定が無くなってしまいうけではない。現在の住民協定は法的拘束力が無く、場合によっては規制できないことも危惧される。そのため、景観協定等の法的拘束力のある景観協定等に移行することも選択肢である。それぞれの協定の代表者からご意見を頂戴したいと考えている。
橋本委員	現在の住民協定は、開発等の案件があった場合、地区の負担が大きい。景観行政団体へ移行した後は、役場が協定等の内容について精査し、判断することとなるのか。または、地区が判断することになるのか。
事務局	一般的には、景観法に基づいた景観協定等になっていれば、村が判断することとなる。松本市や安曇野市の都市計画法に基づく地区計画の運用に近いイメージである。また、地区への加入手続きや、土地や建物について所有権が移転した場合でも、その協定は引き継がれることとなる。基本的には、村の窓口で指導等を行うこととなる。
事務局	かつては、住民協定地区において同意書を求めた時期もあったが、現在は意見書の提出を求めている。今後、役場の窓口で手続きを完結させてしまうかどうかについて、住民協定地区の皆さんと検討を要すると考えている。住民協定地区の皆さんとの意思疎通も必要となるので、検討させて頂きたい。

発言者	内 容
須賀委員	<p>景観計画の目的として、村民が村の景観に対して共通した価値観と認識を持つことが重要であるとの説明であった。景観は単に個人の主観ではないとの説明であったが、その通りであると考え。村民が共有するためには、一定の方向性、共有されたコンセプトやビジョンが必要と考える。</p> <p>東京工業大学の都市計画の中村先生に伺ったことだが、景観のとらえ方には、主観的な側面、社会的な側面、客観的な側面が有りこれらは区別した方がよいとのことである。これらを区別する必要があるが繋がっていないと、特色ある、価値ある景観にならない。客観的な部分はエビデンスで示すことのできる部分であり、建物の高さや建築学的な特色、建物の色などである。一方、社会的に共有されるものというのは、歴史のある宿場町や街道筋の景観、港町の赤レンガの風景などが考えられる。これらは共有された社会的なイメージである。このイメージを基に、歴史的保存地区や歴史的建造物の認定がされている。主観的なイメージは、そこを訪れる方が素敵であると考え、インスタグラムに示すなどの景観である。それぞれのフェーズがある。</p> <p>景観計画としては、ある程度、客観的なエビデンスの部分を決めていく部分もあるが、同時にこれから白馬村に造っていかうとする景観について、どういったビジョンなり方向性を共有していくのかが重要である。一例としては、村のどこからでも山が見えるようにするなど、村民が共有できる方向性が、この景観計画の核となると考える。</p> <p>スライドでも説明のあった、景観計画で定める内容について、「②良好な景観の形成に関する方針」に示されている「白馬村が目指すべき将来像など」について十分に議論することが重要と考える。</p> <p>これらについてどのように考えているのか、または共有しているのか説明願いたい。</p>
事務局	<p>ご指摘の通りである。</p> <p>村では平成 30 年から景観計画の策定事業に取り組んできた。次回以降の委員会に示す予定であるが、委員長の説明にもあったとおり、芝浦工業大学の協力を得ながら村民のワークショップやフィールドワークを行ってきた。そのワークショップやフィールドワークの中から導き出された、白馬村の景観の重要な事項や、どのようにしていきたいかの大枠の方向性については既に取りまとめられたものがある。これをベースにしなが、将来像や方針をこの委員会でご協議頂きたいと考えている。</p>
須賀委員	<p>今までの検討経過については、今後の委員会で示して頂けると考えてよいか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>

発言者	内 容
津滝委員	<p>今年の3月に示された、総務課が中心となって策定した白馬村景観計画について、高さや色について方針などが示されていた。スライドに示されている、景観計画で定める内容に基づいて委員会が進められていくと考えるが、2年間掛けて検討を進めてきた計画を基本とするのか、全く新たに計画を策定し直すのか。村長や課長の話にもあったが、環境基本条例をベースに検討を進めていくということであった。委員会での検討内容については理解しているが、何を基軸に検討を進めていくのか説明願いたい。現時点で策定されている計画の取り扱いはどうするのか。委託業者はどのような業務をするのか説明願いたい。</p>
事務局	<p>過去に配付した計画は、基本的な方向性等、活用できる箇所については新たな計画に取り込む予定である。その理由は、景観行政団体への移行は、長野県の同意が必要であり、同意を得るために足りない部分を補足する必要がある。その部分について、委員会で検討願いたいと考えている。</p> <p>委託業者は、過去に計画の策定実績もあり、立地適正化計画等に取り組んでいる業者であることから、今回助言、支援をお願いしている。</p>
津滝委員	<p>検討のベースとなる計画の内容は、委託業者が原案等を策定するのか。</p>
事務局	<p>検討のたたき台は委託業者が策定する予定である。ただし、行政が検討した内容について、それを反映した資料作りをお願いしていくこととしている。そのうえで、委員会での検討により修正等を加えていくこととしたい。具体的な資料の提示等は、次回以降の委員会を予定している。</p>
津滝委員	<p>次回以降、委員会で検討を進めていくとの話であるが、景観行政団体に移行するために県から検討を求められている事項があると考え。それがないと、我々だけで好きに計画を策定しても、認められないと考えるので、どのような検討が必要か示して頂きたい。</p>
事務局	<p>県と調整を行い、必要な項目については整理しているので、次回以降の委員会に示していきたい。</p>
事務局	<p>本日の委員会は、初回であったため、過去の経過も含めた資料を提示していない。委員会のスケジュールについて、この後説明があるが、概ね1年程度を掛けて検討をお願いしたいと考えている。その際には、昨年度までに策定した計画や条例との対比について示していくこととしたい。次回以降の委員会で詳細な検討をお願いしたい。</p>
事務局	<p>議事2 (2) 今後のスケジュールについて</p>
横田委員	<p>今後、1年間を掛けて検討していくとの説明であったが、委員会はどの程度の頻度で開催する予定か。</p>
事務局	<p>概ね1.5から2カ月に1回の開催を予定したい。</p>

発言者	内 容
事務局	<p>4 その他</p> <p>次回委員会は2月末から3月に開催を予定している。会議案内を改めて送付する予定である。</p> <p>また、会議の進め方であるが、議会形式ではなくディスカッション形式として欲しいとの指摘もあるので、今後、必要に応じて会議形式を検討していく。</p>
事務局	<p>次回以降、本格的な検討をお願いしたい。景観計画は、策定して終了ではなく、計画策定後の取り組みが重要である。現在は、県の条例の下に届け出が義務づけられているが、届出と実際の施行が異なっている場合もあった。計画策定後は、行政としてもしっかりと取り組むこととしているが、事業に携わる皆様の意識も大切と考えているので、ご協力をお願いしたい。</p>
事務局	閉会

5. 開催状況



開会



村長あいさつ



委嘱状交付



委員長あいさつ



委員会の様子①



委員会の様子②